

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議
(第1回)

令和4年8月
消費者庁

相談窓口：消費生活センターへの消費生活相談

こんなことも相談できるんだ！

ひとりで悩まずに
すぐに相談しよう！

CASE 1
通信販売

お試し購入のつもりが
2回目、3回目が届いた…



CASE 2
訪問販売

「無料で点検する」と
訪問してきた業者に勧められ、
高額な工事契約をしてしまった。



CASE 3
解約トラブル

エステの契約をしたが、
あまり効果が感じられないため
中途解約したい。



CASE 4
製品事故

モバイルバッテリーを
使用していたら、突然、
発火した…



どうしよう？相談しよう！

消費者ホットライン

188とは？



消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤン

消費生活センター等の相談窓口の
存在や連絡先が分からない場合に、
お住まいの地域の消費生活センター等の相談窓口を
ご案内する全国共通の3桁の電話番号です。



※相談窓口へつながった時点から、通話料金のご負担が発生
します(相談は無料です)。
※相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

ひとりで悩まずすぐ相談
泣き寝入りは、**188**
いやや

少しでも不安や迷いがあったら
お気軽にご相談ください！



音声コード「Uni-Voice」を
スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、
音声で内容が確認できます。

1 消費生活相談

契約に関する専門知識などを活用し、相談員が問題解決に
向けたアドバイスをします。必要に応じて弁護士や専門機関
などを紹介したり、事業者との間に
立ってあっせん(※)を行います。

※あっせん

消費者と事業者との間の情報量や交渉力の
格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの
解決に向けた支援をすること。



3 消費生活に関する情報提供

多くの人に消費生活に関する情報を知ってもらうために、
消費者トラブルの情報を始め、暮らしに役立つ様々な
情報を地方公共団体の広報誌や
ホームページ、SNSなどで提供
しています。

Information
Homepage / SNS...



2 消費者への啓発

被害を未然に防ぐため、消費者への注意喚起や対処
方法の説明を目的とした出前講座、研修、イベントなどを
行っています。

Event
&
Seminar



CHECK! さらに、
こんなことも!!

一部の消費生活センターでは商品テストを行っています。
商品テストでは、消費者が日常使用する電気製品、繊維
製品などの生活用品や食品の
品質・性能などを確認します。

人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす商品や
品質・表示等に問題がある商品があれば、
消費者に情報提供し、消費者被害の救済や
未然防止・拡大防止に役立っています。



消費生活相談対応と情報の集積・活用

